

仕事中にけがをした場合の会社の責任



弁護士
なざさ法律事務所所長

なかにし りょういち
中西 良一

工事現場で作業中に同僚の運転ミスで重機のクローラーに足を轢かれ大けがをしました。事故後、社長から「療養中も給与を払うので事故は秘密にして欲しい」と頼まれました。翌月、社長は給与を半分しか支払わず、「全額とは言ってない。君にも事故の責任がある。」と言ってきました。納得がいきません。

使用者による災害補償義務

労働基準法という法律には、療養補償や休業補償等からなる使用者の災害補償義務に関する規定があります。例えば、第76条1項は、業務上の災害による療養のため、労働者が「労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。」と定めています。これからしても、あなたに対する社長の話がおよそ理由のないものであることが分かります。

労災発生時の通常の使用者の対応

ところで、こうした使用者の労基法上の補償責任は、労災保険から各給付がなされる場合には、休業3日目までの休業補償部分を除いて、免除されることとなります。ですので、通常は、業務上災害によって労働者が負傷すれば、使用者は、労働者に労災保険制度の説明をするとともに、その保険請求に協力します。また、労働災害により労働者が死傷した場合には、使用者は、労働基準監督署長に対し、労働者死傷病報告をしなければならないとされています（労働基準法施行規則第57条、労働安全衛生規則第97条）。

労災かくし

ところが、なかには、事故が公になると元請けに迷惑をかけるとか、今後の公共工事への入札が難しくなって会社が大変になる等のさまざまな説明をして、あなたのケースのように労働者に事故の存在そのものを口止めする使用者がいます。

このように故意に労働者死傷病報告を提出しなかったりする行為は適正な労災保険給付を困難にする行為で「労災かくし」と呼ばれ、労働安全衛生法による処罰の対象となりうるものです。

あなたのケースにおける会社（社長）の対応にはかなり問題があるといえるでしょう。

被災労働者の対応

被災されたあなたとしては、まずは労災保険請求をすることです。この点、請求書には、災害の発生状況等、使用者（会社）による証明を必要とする箇所もありますが、会社から協力が得られなくてもできる場合があります。ですので、まずは、労基署に相談に行かれるとよいでしょう。

また、労災保険給付は、災害にあった労働者を比較的、手厚く救済する制度といえますが、労災保険給付だけで事故による損害の全てを填補できるものとは限りません（そうでないことが多いでしょう）。そこで、被災した労働者であるあなたとしては、労災給付では填補されない損害部分について、使用者に対する民事上の損害賠償請求を検討していくことになるでしょう。

その可否、可能な損害賠償請求の範囲、額等については、事故の詳細やあなたのけがや治療の内容、程度、事故前の収入等が分かる資料等を揃えて弁護士に相談されると良いでしょう。

時効の問題はもちろん、事故から時間が経過すると、労災事故そのものの存在を客観的に証明することさえ困難となる場合もありますので、早めに対応されることをお勧めします。